

人間は uti の対象か frui の対象か

——アウグスティヌスにおける隣人愛の思想——

須藤 英幸

1 はじめに

『キリスト教の教え』*De doctrina christiana* (DDC) 第1巻において、アウグスティヌスは、人間は使用すること uti の対象か、享受すること frui の対象か、という問題を「大きな問い」*magna quaestio* として論じる (1.22.20)。まず享受と使用が定義される。享受とは「ある事柄に対してそれ自身のために *propter se ipsam* 愛をもって固着すること」¹⁾であり、使用とは「それが愛されるべきものである限り、愛するものの獲得へ関連づける *referre* ために、(ある事柄を) 利用すること」²⁾である (1.4.4)。問題の解決は一見明瞭であるように見える。「これらすべての事柄の中で、永遠で変わることがないと我々が述べたものだけが、享受されるべき *fruendum* ものであり、その他のものは、かのものを十全に享受することができるようになるために使用されるべき *utendum* である」(1.22.20)³⁾。したがって、隣人が第一に使用の対象と見なされている。W・R・オコナーによれば⁴⁾、使用概念によるアウグスティヌスの倫

1) DDC 1.4.4 (CCSL 32): ... amore inhaerere alicui rei propter se ipsam. 本稿におけるラテン語の和訳はすべて筆者による。Res は文脈に従って「事柄」と「存在」とに訳し分けた。

2) DDC 1.4.4: ... quod in usum uenerit, ad id, quod amas obtinendum referre, si tamen amandum est. 訳文を補足する場合は () を用い、訳文中の代名詞をその指示内容で表記する場合は [] を用いた。

3) DDC 1.22.20: In his ... omnibus rebus illae tantum sunt, quibus fruendum est, quas aeternas atque incommutabiles commemorauimus; ceteris autem utendum est, ut ad illarum perfructionem peruenire possimus.

4) William Riordan O'Connor, "The Uti/Frui Distinction in Augustine's Ethics,"

理は、自己中心的な幸福主義として、K・ホルやA・ニーグレンによって批判され、他方で、個人的幸福を動機とした目的論的倫理を否定するカントの義務論に従えば、アウグスティヌスの倫理は端的に道具主義と見なされうることになる。

ところが、『キリスト教の教え』33章(37)では「神において in deo 人間を享受する」⁵⁾と表現される。同様に、後の『三位一体論』*De trinitate* (DT)でも、「(我々より)劣るものは神に向かって ad deum 使用されるべきであるが、同等なものは神において in deo 享受されるべきである」(9.8.13)⁶⁾と説明される。したがって、『キリスト教の教え』第1巻の途中以降、隣人が享受の対象としても捉えられるようになった。O・オドノヴァンは⁷⁾、32章(35)から33章(37)において、人間が使用の対象から享受の対象へ捉え直されたと解釈する。一方、L・フェルハイエンは⁸⁾、アウグスティヌスの思想は一貫したものであり、人間は現実的な意味で使用の対象であって、来世的な意味においてのみ享受の対象であると理解する。

本発表では、オドノヴァン論文の示唆に従って、使用としての隣人愛を存在論的構造と、享受としての隣人愛を終末論的構造と捉えて論考を進める。第一に、隣人愛の存在論的構造を考察し、次いで、隣人愛をめぐる「大きな問い」を人間的状況の側面から分析する。最後に、オドノヴァン論文では(フェルハイエン論文でも)十分に検討されていない隣人愛の終末論的構造を捉え直す。これによって、人間が使用の対象か享受の対象かというアウグスティヌスの「大きな問い」をめぐる議論に、一定の解決が期待されるのである。

Augustinian Studies 14 (1983): 45–62, esp., 45, 48–49.

5) DDC 1.33.37: ... homine in deo fruieris, ...

6) DT 9.8.13 (CCSL 50): ... inferiore utendum est ad deum, pari autem fruendum sed in deo.

7) Oliver O'Donovan, "Usus and Fructio in Augustine, *De Doctrina Christiana I*," *The Journal of Theological Studies* 33 2/2 (1982): 361–397. オドノヴァン論文では、使用と享受を区別する解釈において、「存在論的強調」ontological emphasis と「終末論的強調」eschatological emphasis との緊張関係が指摘されている (384–385)。

8) Luc Verheijen, "Le premier livre du *De doctrina christiana* d'Augustin: Un traité de « téléologie » biblique," in *Augustiniana Traiectina* (Paris: Études augustiniennes, 1987), 169–187.

2 享受／使用の概念と存在論的構造

『83 の諸問題』における享受／使用の概念

『キリスト教の教え』第1巻における隣人愛の思想では、神への愛が享受概念に、隣人への愛が使用概念に結び付けられており、享受／使用の概念は、『キリスト教の教え』以前に書かれた『83 の諸問題』（第30問）で、次のように述べられている。

美徳性 *honestum* と有用性 *utile* との間に相違があるように、享受 *fruentum* と使用 *utendum* との間にも相違がある。確かに、すべての美徳性は有用性であり、すべての有用性は美徳性であると、厳密に擁護される。それにもかかわらず、美徳性はそれ自身のために *propter se ipsum* 要請されるべきであるが、有用性は他の何かに *ad aliud aliquid* 関連づけられるべきであると、より適切により慣例的に述べられる…。…さらに、美徳なる事柄は享受されるべきであるが、有用なる事柄は使用されるべきである⁹⁾。

オコナーによれば、「美徳性」と「有用性」とのストア的な概念区分が試みられるこのテキストで、「享受」と「使用」との概念がアウグスティヌスにおいて初めて明瞭に論じられている (O'Connor, 51)。ここでは、美徳性が「それ自身のために」要請された享受の対象と、有用性が「他の何かに」関連づけられた使用の対象と見なされる一方で、美徳性と有用性が相互包括的で、互いに対立したものではない、とされる (O'Donovan, 369)。享受の対象としての美徳性に関連づけられる限り、使用の対象としての有用性は美徳性とも見なされるのである。アウグスティヌスは、相互包括的な美徳性／有用性の概念と同様な関係性を享受／使用の概念に与えているので、その出所から言えることは、彼の使用

9) *DDQ83 30* (CCSL 44A): *Vt inter honestum et utile interest, ita et inter fruendum et utendum. Quamquam enim omne honestum utile et omne utile honestum esse subtiliter defendi queat, tamen ... magis proprie atque usitatus honestum dicitur quod propter se ipsum expetendum est, utile autem quod ad aliud aliquid referendum est, ... Fruendum est autem honestis, utendum uero utilibus.*

概念は享受概念と対立した道具的意義としてしか価値をもたない訳ではない、ということになる。

『キリスト教の教え』における存在論的構造

『83の諸問題』で美徳性／有用性の概念に関連づけられた享受／使用の概念は、『キリスト教の教え』で、人間の幸福概念との関連性から導入される。

享受されるべき *fruendum* 一方の [事柄] は我々を幸福 *beati* にする。使用されるべき *utendum* 他の [事柄] によって、我々は助けられて *adiuvari*, いわば支えられて *adminiculari*, 幸福へ向かっていく。それは、我々が、我々を幸福にする [事柄] へ辿り着いて、それに固着することができるようになるためである¹⁰⁾。(1.3.3)

アウグスティヌスによれば、享受されるべき事柄のみが人間に幸福をもたらすのであって、使用されるべき事柄は幸福獲得のためのいわば援軍と見なされる。したがって、「それ自身のために」要請される美徳性と同様に、「それ自身のために」享受されるべき対象が、人間にとって最高の価値をもつことになる。

では、享受されるべき対象とは何か。

したがって、享受されるべき事柄は、父と子と聖霊であり、同様に、その方を享受する *fruens* すべての人々によって共有される *communis*, 唯一のいわば至高の存在である三位一体 *trinitas* である¹¹⁾。(1.5.5)

アウグスティヌスにとって、人間に幸福をもたらす享受の対象は、最高

10) *DDC* 1.3.3: *Illae quibus fruendum est, nos beatos faciunt. Istis quibus utendum est, tendentes ad beatitudinem adiuuamur et quasi adminiculamur, ut ad illas, quae nos beatos faciunt, peruenire atque his inhaerere possimus.*

11) *DDC* 1.5.5: *Res igitur, quibus fruendum est, pater et filius et spiritus sanctus eademque trinitas, una quaedam summa res communisque omnibus fruentibus ea, ...*

の価値を備えた「唯一」にして「至高」の三位一体なる神だ、ということになる。

他方、使用されるべき対象とは何か。

このように、この死すべき運命の生 *mortalitatis uita* において、(我々)は「主から引き離された巡礼者 *peregrinantes*」である。もし我々がそこで幸福であることができる場所の祖国 *patria* へ帰還することを欲するならば、この世 *hic mundus* は使用されるべきであり、享受されるべきではない¹²⁾。(1.4.4)

ここでは、人間が、永遠の祖国への「巡礼者」と捉えられており、幸福をもたらす祖国への帰還を望む者にとって、「この世」は使用されるべき事柄である、とされる。

アウグスティヌスは、新プラトン主義的な存在論的構造を基礎に、「物質的で時間的な存在」と「永遠で霊的な存在」を絶対的相違の下に捉えている(1.4.4)。確かに、「永遠で変わることがない」(1.22.20) 神のみを究極の対象と見なすことはキリスト教の視点であるが、時間的存在の価値が永遠的存在のそれよりも絶対的に低く、前者が後者獲得のための単なる援軍と捉えられている点に、存在そのものに秩序を与えるアウグスティヌスの存在論的構造を認めることができる。

3 人間への愛をめぐる「大きな問い」

人間への愛と人間的状況

『キリスト教の教え』で、アウグスティヌスは、ストア的な美徳性／有用性という二極構造に、人間的状況という第三極を新たに加え、それに特別な位置を与えている。

それゆえ、ある享受されるべき *fruendum* 事柄があり、他の使用されるべき *utendum* 事柄があり、享受したり *frui* 使用したり *uti* する

12) *DDC* 1.4.4: ... sic in huius mortalitatis uita *peregrinantes a domino*, si redire in patriam uolumus, ubi beati esse possimus, utendum est hoc mundo, non fruendum, ...

その他の事柄がある¹³⁾。(1.3.3)

人間は、対象を「享受したり使用したりする」生きものであり、享受の対称と使用の対称の間で、すなわち、「我々を超えるもの」と「我々より劣るもの」との間で (1.23.22), 秩序づけを行う。『神の国』*De civitate dei* (DCD) では「明らかに、善人は神を享受する *frui* ためにこの世を使用する *uti* が、反対に、悪人はこの世を享受するために神を使用することを欲する」¹⁴⁾ (15.7.1) と説明され、「享受されるべき事柄」を享受し、「使用されるべき事柄」を使用することが、善そのものであり、したがって、幸福へ至る道と考えられている。

Magna quaestio

アウグスティヌスにとって、人間は神の似姿として「理性的魂 *rationalis anima* の栄光」をもつ点で「偉大な存在」*magna res* なのである (1.22.20)。したがって、人間とこの世の事柄とは、存在論的構造から考えても当然区別されるべき対象となる。このような状況の下で、彼は隣人愛をめぐる「大きな問い」を提出する。

それゆえ、人間は、互いに享受 *frui* すべきなのか、あるいは、使用 *uti* すべきなのか、あるいは、これらの両者なのかは、大きな問い *magna quaestio* である。すなわち、「相互に愛する *diligere* こと」が我々には「命ぜられている」のだが、人間はそれ自身のために *propter se* 人間によって愛されるべき *diligendus* なのか、あるいは、他のために *propter aliud* 愛されるべきなのかが問われている¹⁵⁾。(1.22.20)

13) *DDC* 1.3.3: *Res ergo aliae sunt, quibus fruendum est, aliae quibus utendum, aliae quae fruuntur et utuntur.* 第三要素の解釈は「享受したり使用したりする」と「享受されたり使用されたりする」とに大別されるが、ここでは動詞の変化形を素直に読んだ前者を採用する。

14) *DCD* 15.7.1 (PL 41, 444): *Boni quippe ad hoc utuntur mundo, ut fruuntur Deo; mali autem contra, ut fruuntur mundo, uti volunt Deo; ...*

15) *DDC* 1.22.20: *Itaque magna quaestio est, utrum frui se homines debeant an uti an utrumque. Praeceptum est enim nobis ut diligamus inuicem ; sed quaeritur utrum propter se homo ab homine diligendus sit an propter aliud.*

時間的世界で生きる人間は、存在論的構造に基づいて使用の対象と捉えられるのか、あるいは、「偉大な存在」であるがゆえに享受の対象となり得るのか。

この問いに対して、「だが私には、[人間]は他のために *propter aliud* 愛されるべきである、と思われる」¹⁶⁾(1.22.20)とアウグスティヌスは即座に答える。したがって、「大きな問い」に対する答えは、人間は「他のために愛されるべき」使用の対象であり、したがって、「それ自身のために愛されるべき」享受の対象ではない、ということになる。実際、「すべての人間は人間である限り、神のために *propter deum* 愛されるべきである」¹⁷⁾(1.27.28)と説明され、アウグスティヌスは一貫して幸福獲得が人生の目的と考える立場に立つのである。

4 終末論的構造と享受としての隣人愛

「憐れみの務め」と終末的状况

自己が享受の対象から除外され(1.22.21)、「大きな問い」が隣人愛の問題に限定された後(1.26.27)、隣人愛をめぐる具体的な議論が28章(29)から開始される。「敵対者」*inimici*への愛(1.29.30)を含むアウグスティヌスの愛の思想は「憐れみの務め」*officium misericordiae*に基礎づけられる(1.30.31)。30章(31)で、彼は、死ぬほどの傷を負ったユダヤ人を介抱したサマリア人をめぐるイエスのたとえ話を引き合いに出して、隣人を、敵味方関係なく「憐れみの務め」を互いに提供し合う人々と規定する。「務め」*officium*とは人間に課せられたある種の義務であるが、重要なことは「憐れみ」としての義務の内実である。

隣人愛の内実としての「憐れみ」は、神と人間との間にも成立する。

確かに、[神]は[神]の善性 *bonitas* のために憐れみ *misericordia* を我々に示すのであるが、我々は彼の[善性]のために互いに憐れみを示す。すなわち、[神]は我々が[神]を十全に享受する *perfrui* ようになるために我々を憐れむ *misereri* ののであるが、我々は[神]を十全に享受するようになるために互いに憐れみ合うのであ

16) *DDC* 1.22.20: *Videtur autem mihi propter aliud diligendus.*

17) *DDC* 1.27.28: *... omnis homo, in quantum homo est, diligendus est propter deum, ...*

る¹⁸⁾。(1.30.33)

ここでは、神が人間に憐れみを示すことも、人間が互いに憐れみを示すことも、一方で「神の善性のため」とされ、他方で「我々が神を十全に享受するようになるため」とされる。前者が憐れみの原因であり、後者が憐れみの結果であると考えられる。憐れみの原因である「神の善性」について、「神の本質 *substantia* は、我々の性質 *natura* より優れ、それを越えている」¹⁹⁾(1.30.33)と説明され、一切の憐れみの原因が神の卓越した本質のうちにあることが暗示される。それゆえ、憐れみの構造として、①神の善性、②神が人間に憐れみを示す、③人間が相互に憐れみを示す、④人間が神を十全に享受するようになる、とひとまず考えることができる。フェルハイエンは‘*frui*’と‘*per-frui*’との区別に注目しつつ、「我々の享受 *frui* の対象である事柄の十全な享受 *perfructio* にまで至る必要がある。……[接頭語 *per-*]は最終的で完全な何らかの事柄に関連する」と述べて、‘*per-frui*’の来世的含意を指摘する²⁰⁾。彼の‘*per-*’理解を敷衍すれば、憐れみの構造における隣人愛は、神の憐れみ(第二段階)と将来的な神の十全な享受(第四段階)との中間項であることになり、神の善性と神の憐れみに基礎づけられた隣人愛を通して、来世の御国において神が十全に享受される、ということになる。したがって、キリストにおいて深い憐れみが示された終末的状况から考えても、「それ自身のために」享受される神への愛は‘*frui*’から‘*per-frui*’となって御国まで永続するものであり、現世に限定される‘*uti*’とは異なる点で、「神を愛すべきだという教えは、隣人の愛の教えとは異なっている」(1.30.33)と主張されるのである。

享受としての隣人愛

次いで、32章(35)で、アウグスティヌスは、人間相互が神におい

18) *DDC* 1.30.33: *Ille enim nobis praebet misericordiam propter suam bonitatem, nos autem nobis inuicem propter illius : id est, ille nostri miseretur, ut se perfruamur, nos uero inuicem nostri miseremur, ut illo perfruamur.*

19) *DDC* 1.30.33: *... excellentior ac supra nostram naturam est diuina substantia, ...*

20) Verheijen, 176: *... il faut ... parvenir à la perfructio des res destinées à notre frui ... Il s'agit de quelque chose de final et de total.*

て十全に享受し合うようになることを、「最高の報い」と捉える。

しかし、我々が誰かを憐れんで、誰かを配慮するとき、確かに我々はその人の利益 *utilitas* のためにそのことを実行して、彼の [利益] を顧慮している。けれども、欠乏する人に我々が振り向けたその憐れみ *misericordia* に対して、神は功績 *merces* を与えることをせざるに放置することをしないのだから、我々の結末がどうなるのかも、私には分からない。けれども、我々が [神] 自身を十全に享受する *perfrui* だろうし、また、[神] を享受する *frui* 我々はみな、我々をも [神] において *in ipso* 互いに十全に享受する *perfrui* だろうということが、最高の報い *merces summa* なのである²¹⁾。(1.32.35)

ここでも、享受することの用語として ‘*per-frui*’ が用いられており、人間が互いに憐れみ合うことの御国の報いとして、神を十全に享受するようになることと共に、現世で神を享受している人々が、人間相互を神において十全に享受するようになることが挙げられている。

オドノヴァンが、アウグスティヌスの ‘*uti*’ 概念を道具的なものと考え、人間が使用の対象から享受の対象に捉え直されたと主張するのに対して (O’Donovan, 383-390)、フェルハイエンは、基本的に人間は使用の対象であり、御国でのみ享受の対象となると見なし、アウグスティヌスにおける享受／使用概念の一貫性を主張する (Verheijen, 176-182)。ここまでの議論では、フェルハイエン説がより説得的であるように思われる。

問題となるのは、33 章 (37) におけるアウグスティヌスの説明である。

けれども、あなたが神において *in deo* 人間を享受するとき、人間ではなく、むしろ神を享受している。というのは、その方によって

21) *DDC* 1.32.35: *Cuius autem nos miseremur et cui consulimus, ad eius quidem utilitatem id facimus eamque intuemur ; sed nescio quomodo etiam nostra fit consequens, cum eam misericordiam, quam impendimus egenti, sine mercede non relinquit deus. Haec autem merces summa est, ut ipso perfruamur et omnes, qui eo fruimur, nobis etiam inuicem in ipso perfruamur.*

あなたが幸福 *beatus* にされる、その方をあなたは享受するのであって、辿り着くだらうという（現在の）希望を置く方に辿り着いたのだと、あなたは（将来）歓喜するだらう²²⁾。(1.33.37)

ここで、「神において人間を享受する *frui*」と述べられているが、この‘*frui*’が現世に属するものか、御国に属するものかが問題となる。御国の出来事であれば、フェルハイエン説に同意することができ、現世の出来事であれば、オドノヴァン説再考の必要性が生じる。

アウグスティヌスは、「ピレモンへの手紙」(20)の「私は主においてあなたを享受するだらう」(*in domino te fruar*)というパウロの手紙から一節を引用した後、説明を続ける。

しかしながら、享受すること *frui* は、喜びをもって *cum delectatione* 使用すること *uti* と、最も近い意味合いで *uicinissime* 述べられる。というのは、愛される事柄が手もとにあるとき、それはそれにともなった喜び *delectatio* を必然的に生み出す。もしこの〔喜び〕を見過ごして、それを永遠に留まるべき所へ関連づけるならば、あなたはその〔事柄〕を使用する *uti* のであって、本来の意味で *proprie* はなく、濫喩的な意味で *abusue*、享受する *frui* と述べられる。しかし、もし（その事柄に）固着し永遠に留まる *permanere* ならば、あなたはあなたの喜びの目的 *finis laetitiae* をその〔事柄〕に置いており、そのとき、真実で本来の意味で、享受する *frui* と述べられる。それは、至高で変わることがない善なる、かの三位一体以外においては実践されるべきでないのである²³⁾。(1.33.37)

22) *DDC* 1.33.37: *Cum autem homine in deo frueris, deo potius quam homine frueris, illo enim frueris, quo efficeris beatus, et ad eum te peruenisse laetaberis, in quo spem ponis, ut uenias.*

23) *DDC* 1.33.37: *Quamquam etiam uicinissime dicitur frui cum delectatione uti. Cum enim adest, quod diligitur, etiam delectationem secum necesse est gerat, per quam si transieris eamque ad illud ubi permanendum est rettuleris, uteris ea et abusue, non proprie diceris frui. Si uero inhaerens atque permanseris, finem in ea ponens laetitiae tuae, tunc uere et proprie frui dicendus es; quod non faciendum est nisi in illa trinitate, id est summo et incommutabili bono.*

アウグスティヌスは、「享受すること」を厳密な意味とゆるい意味とから考察する。「本来的」には、享受は「ある事柄に対してそれ自身のために愛をもって固着すること」(1.4.4)と定義されたのであり、この場合、現世でも御国でも、享受されるべき対象は三位一体なる神だけとなる。他方で、「濫喩的」には、享受が「喜びをもって使用すること」と換言される。すなわち、「喜び」が永遠なる神と関連づけられる限り、「喜びをもって使用すること」が、ゆるい意味で、「享受すること」と認められたのである。こうして、厳密な意味から言えば、人間は神のために使用されるべき対象であるのだが、ゆるい意味では、現世においても、人間は神において享受される対象であると語りうるのである。この立場は、享受／使用の概念がそこから派生した、『83の諸問題』における相互包括的な美徳性／有用性の概念とも矛盾しない。

さらに、現世で神を「享受する」ことは、御国で神を「十全に享受する」こと、すなわち、御国の完全な享受に対する先取りであると言える。同様に、現世で「神において人間を享受する」ことは、御国で「神において人間を十全に享受する」ことの前取りであり、この点からも、現世での人間の享受を濫喩として受け入れることができる。ところが、フェルハイエンは、この御国の先取り構造を人間の享受に限定し、神の享受を端的な現世の出来事とするのである (Verheijen, 180)。それゆえ、この点ではフェルハイエンに同意することができない。

このように理解してくると、33章(36-37)において新しい隣人愛の概念が追加されたとするオドノヴァン説を、フェルハイエンの立場から全面的に否定することができなくなる。オドノヴァンは、道具的であると見なした隣人愛の使用概念が覆されたと解釈する。

アウグスティヌスは、動詞 *utor* の道具的な意味を抑制することが単純にできなかったのであり、結果的に生じた構想が彼には消化しきれなかった、とたとえ我々が結論づけても、悪い推論ではなからうと思う。換言すれば、すでに彼は、*usus* の意味範囲に隣人愛を含めた箇所である 22章(20)において自らが与えた答えを取り消したかったのである。今や彼は、「厳密でない」語り *speaking 'loosely'* という覆いの下ではあるが) *fruitio* の意味範囲に「隣人愛」を含める

方法を探しているのである²⁴⁾。

オドノヴァン説に従えば、隣人愛をめぐる「大きな問い」において、人間が使用の対象とされた答えが覆されて、最終的に享受の対象となったのである。ところで、フェルハイエンによれば、*magna quaestio* に対するアウグスティヌスの答えは、22 章 (20) に限定されず、34 章 (38) まで及ぶものである (Verheijen, 176)。オドノヴァン説を検討するために、その最後の章に置かれたキリストの受肉について考察したい。

キリストの受肉と終末論的構造

オドノヴァンが指摘するように、享受／使用の概念には、「存在論的」*ontological* 構造と「終末論的」*eschatological* 構造との緊張関係が認められるが (O'Donovan, 384-385)、後者は、オドノヴァン論文では十分に展開されていない、受肉に関するアウグスティヌスの考察において深められている。アウグスティヌスは、祖国への帰還という新プラトン主義的なモチーフを利用しつつ、祖国への道となられた受肉のキリストに注目する。

我々もまた人間であるがゆえに、知恵 *sapientia* その方が、まさに人間において、深刻な我々の弱さ *infirmitas* にあえて順応してくださり *congruere*、我々に規範 *exemplum* を提供してくださるのでなかったならば、我々はこれ (良き熱意 *studium* と良き習慣 *mos* による祖国への前進) を実行することができなかったであろう。……それゆえ、[知恵] その方は祖国であるにもかかわらず、自らが我々のために祖国への道 *uia ad patriam* ともなられた²⁵⁾。(1.11.11)

キリストの受肉は、人間が神へ帰還することを可能にした道、いわば現世から御国 (永遠の祖国) への橋渡しであり、キリストが示された「規

24) O'Donovan, 389-390.

25) *DDC* 1.11.11: *Quod non possemus, nisi ipsa sapientia tantae etiam nostrae infirmitati congruere dignaretur et uiuendi nobis praeberet exemplum non aliter quam in homine, quoniam et nos homines sumus. ... Cum ergo ipsa sit patria, uiam se quoque nobis fecit ad patriam.*

範」ゆえに、人間は「良き熱意と良き習慣」(1.10.10)によって祖国への道を歩むことができる。それゆえ、「巡礼者」(1.4.4)は、受肉のキリストを通して永遠のキリストに至るまで巡礼するのだ、と考えられている。

祖国への道は、「場所」locusとしての道ではなく「愛情」affectusとしての道であるとされ、「罪の悪徳」malitia peccatorumによって塞がれてしまった(1.17.16)人間の閉塞状況を突破するために、キリストが受肉されたのである。

それによって我々が帰還できるように、ご自身が我々の所まで延伸すること substernere を欲した方が、回心者 conuersi に対してすべての罪 omnia peccata を赦し、我々のために十字架に付けられることで、重く固定した我々の帰還の差し止め interdicta を根絶すること以上に、いっそう寛容で liberalius いっそう憐れみ深く misericordius、(その方は)何をする事ができたであろうか²⁶⁾。(1.17.16)

アウグスティヌスによれば、キリストの受肉は神が人間に示した深い憐れみの結果であり、それによって、祖国そのものが道となって現世の人々に提供されている。ここでは、神の国の到来がキリストにおいてすでに始まっているという考え、すなわち、終末論的思想が展開される。この終末論的構造によれば、「罪の悪徳」によって閉塞されていた祖国への道がキリストの受肉によって開通されたことになる。

では、キリストは、人間にとって神であろうか、隣人であろうか。

そういうわけで、神であり我々の主である方ご自身が我々の隣人 proximus と呼ばれることを欲した。というのは、主イエス・キリストは、追いはぎによって殴打され置き去りにされたまま道に横たわっている瀕死の人を助けたのは彼ご自身である、と知らされたか

26) DDC 1.17.16: ... quid liberalius et misericordius facere potuit, qui se ipsum nobis, qua rediremus, substernere uoluit, nisi ut omnia donaret peccata conuersis et grauitate fixa interdicta reditus nostri pro nobis crucifixus euelleret ?

らである²⁷⁾。(1.30.33)

キリストは三位一体の神であるが、受肉という点では、彼は人間となつて我々の「隣人」と呼ばれることを願われた。したがって、祖国への道が隣人としてのキリストであるとすれば、祖国へ向かう巡礼途上で出会う隣人のうちにキリストの姿を見る、とアウグスティヌスが考えたとしても不思議ではない。もしそうであれば、隣人のうちにキリストの姿を見る限り、隣人愛は単なる使用愛を越えたものと言わざるをえない。

アウグスティヌスの終末論的構造は、享受としての隣人愛が表現された 33 章 (37) から 34 章 (38) にかけて頂点に達する。34 章 (38) では、次のようにまとめられている。

それで事実、[キリスト]は「私は道であり、真理であり、命である」と述べられた。すなわち、「私を通して per me 到達するに至り ueniri, 私にまで ad me 十全に到達するに至り perueniri, 私のうちに in me 十全に留まるに至る permaneri」(と述べられた)。実際に、あなたが [キリスト] まで十全に到達するとき、同様に父 pater にまで十全に到達するのである²⁸⁾。(1.34.38)

現世と御国が連続的に捉えられる終末論的構造では、キリストを通して歩む現世の出来事が、キリストにまで達しそこに留まる御国との連続性において捉えられる。祖国への帰還をめぐる 'ueniri' から 'per-ueniri' への連続性は、神の享受をめぐる 'frui' から 'per-frui' への連続性に対応する。道のキリストを通して永遠のキリストへ至る祖国への巡礼において、「享受すること」から「十全に享受すること」が連続する。32 章 (35) では、現世で神を享受する frui 人々の最高の報いとして、御国において「神を十全に享受する perfrui」ことと、人間が「神において互

27) DDC 1.30.33: Ex quo et ipse deus et dominus noster proximum se nostrum dici uoluit. Nam et se ipsum significat dominus Iesus Christus opitulatum esse semiuio iacenti in uia afflicto et relicto a latronibus.

28) DDC 1.34.38: Sic enim ait : *Ego sum uia et ueritas et uita*, hoc est "per me uenitur, ad me peruenitur, in me permanetur." Cum enim ad ipsum peruenitur, etiam ad patrem peruenitur ...

いに十全に享受する perfrui」ことに至ることが述べられた。したがって、隣人愛に関しても、‘frui’ から ‘per-frui’ への連続性が期待され、その場合、現世での隣人愛は「神において人間を享受する frui」ということになり、これが 33 章 (37) において享受としての隣人愛として表現されたのである。したがって、「神において」 in deo というアウグスティヌスの表現には、喜びを常に神に置きながらも、隣人のうちに御国と連続するキリストの姿を見ることが含意されるのである。

以上より、存在論的構造に基づき、隣人は神のために使用されるべき対象であったのに対し、終末論的構造に基づけば、隣人は神において享受される対象でもある、ということになる。そして、この二つの立場は、永遠なる神との非連続性の下に置かれているにもかかわらず、隣人のうちにキリストの姿を見ることが神との非連続性が乗り越えられていくような人間的状況を反映している。アウグスティヌスの思想にはこの緊張関係が含まれるがゆえに、人間への愛をめぐる「大きな問い」に対して、隣人は使用の対象でも享受の対象でもある、という第三の可能性が開かれてくる。

オドノヴァンは、存在論的構造から使用としての隣人愛を道具的意味に捉え、終末における巡礼者のモチーフといえどもそれを否定する力はないと考えた結果 (O'Donovan, 396-397)、使用としての隣人愛をアウグスティヌスの間違いであったと推論する (O'Donovan, 390)。そこでは、終末論的構造の本来の姿を見いだすことができない。終末論的構造とは、隣人との出会いが隣れみを通してキリストとの出会いに変貌する邂逅構造であり、神との非連続性が日々突破されていくような出会いのダイナミズムなのである。

5 おわりに

アウグスティヌスは、神への愛と隣人への愛を峻別する目的で享受／使用の概念を『キリスト教の教え』第 1 巻で導入した。聖書の解釈と説教という著作全体の観点から言えば、この二つの愛は聖書解釈に方向性を与える基準に据えられ、それゆえ、事柄が扱われる第 1 巻で愛の論理が詳細に検討されているのである。その中で、アウグスティヌスは、存在論的構造に基づく神のために使用される隣人愛と、終末的構造に基づ

く神において享受されうる隣人愛という隣人愛の二重構造を取らざるをえなかった。というよりも、この二重構造こそがアウグスティヌスの隣人愛思想における本質なのであって、それは彼が時間的世界における愛の秩序と同時に、御国における愛の交わりを起点として愛の思想を構築した結果でもある。したがって、御国における愛の交わりへの憧れというアウグスティヌスを動かす動機を考慮しなければ、彼の愛の思想は自己中心的で道具主義にならざるをえない。しかし、現実的には、この憧れのゆえに、彼は隣れみの愛を中心に据えて探究することができたのである。神のための使用愛から神における享受愛という思想が付加的に生み出され、それによって道具主義が終末論的に克服されているのも、隣人として来られたキリストに心動かされ、神の隣れみを慕いつつ祖国への道を歩む旅人として、アウグスティヌスが自己を理解した結実とも言えるのである。